

■落札後の注意事項

●公売財産の引渡及び権利移転手続き

入札終了後にかつらぎ町から落札者等へメールにて、落札した公売財産の売却区分番号、かつらぎ町の所在及び連絡先等をお知らせします。

動産につきましては、メール確認後、内容等にご不明な点等ございましたらかつらぎ町へご連絡の上ご確認下さい。

自動車・不動産につきましては、メール確認後できるだけ早く、かつらぎ町へご連絡の上、権利移転手続きについて説明を受けて下さい。

●必要な費用

動産	・落札価額－公売保証金
自動車	・落札価額－公売保証金
	・自動車検査登録印紙相当額
不動産	・落札価額－公売保証金
	・登録免許税相当額

※ご注意

- ・必要な費用は、一括で納付して下さい。また、買受代金納付期限までにかつらぎ町が納付を確認する必要があります。
- ・上記以外に、必要書類の郵送料・配送料・振込手数料・その他所有権移転などに伴う費用は落札者の負担となります。

●必要な書類

- ・必要書類の一部は、提出書類ダウンロードからダウンロードできます。

動産	・かつらぎ町から落札者等へ送信したメールをプリントアウトしたもの
	・住所証明書（法人）商業登記簿抄本（個人）住民票
	・保管依頼書
	・送付依頼書
自動車	・かつらぎ町から落札者等へ送信したメールをプリントアウトしたもの
	・住所証明書（法人）商業登記簿抄本（個人）住民票
	・所有権移転登録請求書（自動車）
	・自動車保管場所証明書
	・印鑑証明書
	・移転登録等申請書（1号様式（OCRシート））
	・自動車検査登録用紙（500円）を貼付した手数料納付書
	・郵便切手1,500円程度（落札者の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が近畿運輸局和歌山支局以外の場合のみ）
不動産	・かつらぎ町から落札者等へ送信したメールをプリントアウトしたもの
	・住所証明書（法人）商業登記簿抄本（個人）住民票
	・所有権移転登録請求書（不動産）
	・共有同意書（共同入札の場合）
	・権利移転の許可書又は届出受理書（農地の場合）
	・郵便切手1,500円程度

※ご注意

- ・上記書類は、買受代金納付期限までにかつらぎ町へ提出して下さい。

●公売財産の引渡及び権利移転について

動産	<p>(直接引取り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつらぎ町の案内に従い、公売財産を引取りして下さい。引渡場所がかつらぎ町の事務所以外である場合は、かつらぎ町が「売却決定通知書」を交付するので、引渡場所では保管人に提示し、公売財産を引取りして下さい。引渡場所は、物件詳細画面で確認して下さい。なお、引渡場所にかつらぎ町職員は同行しません。 <p>(宅急便等で引取る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつらぎ町が買受代金の納付及び必要書類の提出を確認した後に、公売財産を発送します。なお、送付費用は落札者の負担となります。また、公売財産が美術品等で特別な送付方法を希望する場合は、あらかじめかつらぎ町に相談して下さい。
自動車	<p>(権利移転手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつらぎ町は、買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転手続き(登録)を行います。 <p>(引渡し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつらぎ町の案内に従い、公売財産を引取りして下さい。売却決定後(入札終了日の7日後)、かつらぎ町が買受代金の納付を確認した後に引取りが可能となります。買受代金納付期限の翌日以降に引取りする場合は、別途保管料を負担していただくことがあります。
不動産	<p>(権利移転手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつらぎ町は、買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転手続き(不動産登記の嘱託)を行います。開札日から所有権移転の登記手続き完了までは、約1か月から2か月の期間を要します。なお、かつらぎ町は落札者への不動産登記簿上の所有権移転の登記は行いますが、実際の引渡しは行いません。

※ご注意

・自動車を落札した方の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が、前所有者(現在の登録を受けている所有者)と異なる場合、落札者自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込む必要があります。

●落札者(落札者が法人の場合は代表者)以外の方が引渡及び権利移転手続きを行う場合

・落札者本人(落札者が法人の場合はその代表者)が買受代金の支払い、または公売財産の引取り等を行えない場合、代理人が買受代金の支払いまたは公売財産の引取り等を行えます。その場合、委任状及び落札者本人と代理人双方の印鑑証明書及び代理人の本人確認書面が必要となります。

※ご注意

・落札者が法人で、法人の従業員の方が支払い、または引取り等を行う場合もその従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。

●引渡及び権利移転の時期

・買受代金を納付した時点で、その物件の所有者等の権利は落札者に移転します。

※ご注意

・公売財産が農地の場合は、都道府県知事等の許可を受けた時点となります。

●重要事項

・落札後の引渡及び権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	・買受代金を納付した時点で、危険負担は落札者に移転します。従って、その後に発生した財産のき損・盗難及び焼失等による損害の負担は、落札者が負うことになります。
瑕疵担保責任	・かつらぎ町は公売財産について、瑕疵担保責任を負いません。
引渡条件	・公売財産は、落札者が買受代金を納付した時点での状況（現況有姿）で引渡しします。
かつらぎ町の引渡し義務	（「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受ける場合） ・かつらぎ町は、「売却決定通知書」を落札者に交付する方法により公売財産の引渡しを行います。落札者は「売却決定通知書」を保管人に提示して公売財産の引渡しを受けて下さい。当該保管人が公売財産の引渡しを拒否しても、かつらぎ町は公売財産の引渡しを行う義務を負いません。 （公売財産が不動産の場合） ・かつらぎ町は落札者への不動産登記簿謄本上の所有権移転等の登記は行いますが、物件の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡し等は、全て落札者自身で行っていただきます。また、隣地との境界画定は、落札者と隣地所有者との間で行っていただきます。
返品・交換	落札された公売財産は、いかなる理由があっても返品・交換はできません。
保管費用	買受代金納付期限日に公売物件を引取らない場合、保管費用がかかる場合があります。
落札者（最高価申込者）決定後、公売保証金が返還される場合	・買受代金が納付されるまでに公売財産にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合、落札者は当該公売財産を買受ける事ができません。この場合、納付された公売保証金は全額返還されます。 ・買受代金の納付前に、当該公売財産に係る滞納者等から不服申立等があった場合、公売の手続きは停止します。手続きの停止中は、落札者は買受を辞退できます。辞退した場合、納付された公売保証金は全額返還されます。 ※公売保証金の返還には、約1か月程度の期間を要します。

※ご注意

・入札方法が入札形式による公売で、公売物件が不動産等の場合、売却決定を受けた次順位買受申込者も落札者に含まれます。

●詳しい内容は、かつらぎ町インターネット公売ガイドラインをご覧ください。

かつらぎ町役場税務課徴収係 電話0736-22-0300（内線2044）

※平日8：30～17：15